

平成30年3月22日  
四国電力株式会社

**広島高等裁判所における伊方発電所3号機運転差止仮処分に対する  
執行停止申立ての却下について**

本日、広島高等裁判所において、伊方発電所3号機の運転差止を命じた仮処分の執行停止を求める当社の申立てが却下されました。

本件は、伊方発電所3号機の運転差止仮処分を認める広島高等裁判所の決定(平成29年12月13日)に対して、同年12月21日、当社が同裁判所へ行った異議申立ての中で、保全異議の決定が出るまでの間、仮処分命令の執行を停止するよう求めたものです。

執行停止の申立てが認められなかったことは残念ですが、当社としては、保全異議申立ての審理(異議審)において、早期に仮処分命令を取り消していただけるよう、主張・立証に全力を尽くしてまいります。

以 上